

広報「せんなん広域エリアマガジン」広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、圏域住民への情報提供、地域経済の活性化及び組合の自主財源の確保を図るため、組合が発行する広報「せんなん広域エリアマガジン」(以下「広報誌」という。)に民間事業者等の広告を掲載する事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しないものとする。

公共性を損なうもの又はそのおそれがあるもの

消費者に不利益を与えるもの又はそのおそれがあるもの

社会問題についての主義主張

政治性及び宗教性あるもの

選挙に関係するもの

意見広告、名刺広告等個人、団体の宣伝に類するもの

公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業広告その他これに類するもの

誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適当なもの

各種法令に違反しているもの及び違反行為を助長するおそれのあるもの並びに抵触のおそれのあるもの

その他広告を掲載することが適当でないと理事会が認めたもの

2 前項に定めるもののほか、広告の掲載基準は、別に定める。

(広告の規格及び掲載位置)

第3条 広告は墨一色刷又はカラー刷で、1枠当たりの大きさは、概ね縦45ミリメートル、横180ミリメートルとする。

2 広告の掲載位置は次のとおりとし、第7条の規定により決定された広告を掲載するページは企画財政課長が決定する。

墨一色刷 二色刷ページの下段

カラー刷 裏表紙の下段

(広告掲載料)

第4条 広告掲載料は、広報誌1号につき1枠当たり墨一色刷は15,000円、カラー刷は25,000円とする。

(広告主の資格)

第5条 広報誌に広告を掲載しようとする者(以下「広告主」という。)は、仙南地域に住所若しくは事業所を有していなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、圏域住民にとって特に有益な情報と認められる場合は、仙南地域以外に住所若しくは事業所を有する広告主の広告を掲載することができる。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告主は、広報誌広告掲載申込書(様式第1号)に原稿を添えて、広告を掲載しようとする月の2ヶ月前までに提出しなければならない。

2 広告主が申し込むことができる広告は、広報誌1号につき1枠限りとする。

3 広告主は、広告主以外の第三者が著作権を有する素材等を用いる場合は、事前に必要な手続を行い、許諾を得なければならない。

(審査機関の設置)

第7条 広告掲載内容の審査及び掲載の可否の決定を行うため、仙南地域広域行政事務組合広告審査委員会(以下「広告審査会」という。)を設置する。

2 広告審査会の委員は、次の者をもって充てる。

助役
総務課長
企画財政課長
業務課長
管理課長
教育次長

- 3 広告審査会に、委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は助役をもって充て、会務を総理する。
- 5 副委員長は企画財政課長をもって充て、委員長を補佐するとともに、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
(広告掲載の内容の承認等)

第8条 広告主は、掲載しようとする広告の原稿を提出し、広告審査会の審査を受けるものとする。

- 2 理事会は、前項の広告審査会の審査結果を参考として、速やかに掲載の可否を決定し、広告主に対して広報紙広告掲載承認(不承認)決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。
(広告掲載の優先順位)

第9条 広告掲載は、原則として第5条第1項の規定に基づく広告主を優先するものとし、同項の規定に基づく広告主が多数の場合は申込受付順とする。
(広告主の責任)

第10条 広報誌に掲載した広告に関する責任は、広告主がすべて負うものとする。

- 2 掲載原稿の作成経費は、広告主が負うものとする。
(広告掲載の取消し)

第11条 理事会は、次の各号にいずれかに該当する事由が生じたときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

広告主がこの要綱に違反したとき

広告主から広告掲載の取り消しの申し出があったとき

- 2 理事会は編集発行上やむを得ない事情が生じたときは、広告主と協議の上、広告掲載を取り消すことができる。
- 3 理事会は、広告の内容について、この要綱等に違反しているおそれがある旨の通知があったときは、広告主に当該広告の内容の事実確認するものとする。
- 4 理事会は、前項の確認の結果、当該広告に虚偽の記載があった場合には、広告掲載を取り消し、必要な措置を講ずるものとする。
- 5 前項の措置に必要な費用は、広告主の負担とする。
(広告掲載料の納付)

第12条 広告主は、指定する期日までに、広告掲載料を全額納付しなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告掲載料の還付)

第13条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由によって広告を掲載できなかったときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成19年11月1日から施行する。

この告示は、平成21年6月1日から施行する。